○二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	A		
○二〇三・二九	いのししのもの その他のもの	A		
○二・〇四	いのししのもの その他のもの	A		
○二〇五・〇〇	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A		
○二・〇六	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	X		
○二〇六・一〇	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A		
○二〇六・二一	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X		
○二〇六・二二	舌	X		
○二〇六・二九	肝臓	X		
○二〇六・三〇	その他のもの	X		
○二〇六・四一	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X		
	いのししのもの	X		
	その他のもの	X		
	豚のもの（冷凍したものに限る。）	X		
	肝臓	X		
	いのししのもの	X		
	その他のもの	X		
○二〇六・四九	いのししのもの	A		
	その他のもの	A		
○二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		
○二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A		
○二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A		
○二〇七・一一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	A		
○二〇七・一二	分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		
○二〇七・一三	分割していないもの（冷凍したものに限る。）	A		
○二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		
	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	A		
	肝臓	A		
	その他のもの	A		
○二〇七・二四	七面鳥のもの	A		
○二〇七・二五	分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		
○二〇七・二六	分割していないもの（冷凍したものに限る。）	A		
○二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		
	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	A		
	あひるのもの	A		
○二〇七・四一	分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	九・六%	B 10
○二〇七・四二	分割していないもの（冷凍したものに限る。）	A		
○二〇七・四三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		
○二〇七・四四	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	九・六%	B 10
○二〇七・四五	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A		
○二〇七・五一	がちょうのもの 分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		

○二〇七・五二	分割していないもの（冷凍したものに限る。）	A		
○二〇七・五三	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		
○二〇七・五四	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A		
○二〇七・五五	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A		
○二〇七・六〇	ほろほろ鳥のもの	A		
○二・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A		
○二・〇九	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	A		
○二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	A		
○二一〇・一一	豚の肉 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X		
○二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの	X		
○二一〇・一九	その他のもの	X		
○二一〇・二〇	牛の肉 その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）	X		
○二一〇・九一	霊長類のもの	A		
○二一〇・九二	くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭脚（きゃく）下目のもの くじら目のもの及び海牛目のもの	A	四・二%	B 10
○二一〇・九三	その他のもの	A		
○二一〇・九九	爬虫（はちゅう）類（蛇及び亀を含む。）のもの その他のもの	X		
	豚のもの	R		
	牛のもの	X	四・二%	B 10
	その他のもの	A		
	第三類	A		
○三・〇一	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物 魚（生きているものに限る。）	A		
○三〇一・一一	観賞用の魚 淡水魚	A		
○三〇一・一九	こい（キュプリヌス属のもの）及び金魚（カラシウス・アウラトゥス） その他のもの	A	三・五%	B 10
○三〇一・九一	その他のもの その他の魚（生きているものに限る。）	A		
○三〇一・九二	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステ） 養魚用の稚魚	A		
○三〇一・九三	その他のもの うなぎ（アングイルラ属のもの） 養魚用の稚魚	A	三・五%	B 10
	その他のもの こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの） 養魚用の稚魚	X		
	その他のもの くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス） 養魚用の稚魚	A	三・五%	B 7
○三〇一・九四	その他のもの	X		